浄化槽のしおり

「浄化槽の日」　第 24 回全国浄化槽大会標語　優秀賞

「ふるさとの　せせらぎ守る　浄化槽」

茨城県

私たち一人ひとりの心づかいが、美

浄化槽は、微生物などの働きを利用して水をきれいにする装置です。

浄化槽は、そのままでは機能を発揮しません。

保守点検と**清掃**を定期的に行い、はじめてその機能が発揮されます。また、それらが適正に行われ、きれいな水が放流されているかを確認するために、**法定検査**が行われます。

浄化槽の管理者（戸建住宅の場合、通常住民の方が浄化槽管理者になります。）**には、保守点検・清掃・法定検査が浄化槽法で義務付けられています。**

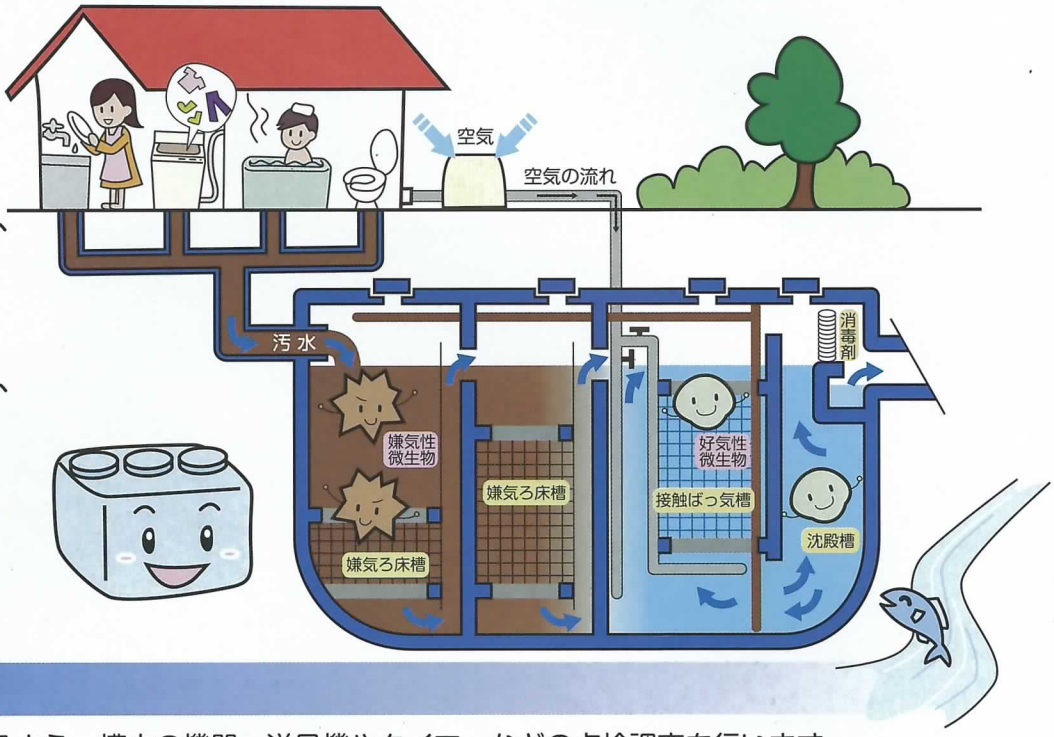

保守点検

いつも浄化槽の機能が発揮されるよう、槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。
また、消毒剤を定期的に補給し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。
この作業は、茨城県に登録されている浄化槽保守点検業者に委託して下さい。

○保守点検回数

	処理人員＼処理方式		分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 等	活性汚泥方式	回転板接触方式 接触ばっ気方式 散水ろ床方式
合併処理	小型合併処理浄化槽	20人以下	4ヶ月に1回以上		
	[沈殿分離槽又は嫌気ろ床槽を有する浄化槽]	21人以上50人以下	3ヶ月に1回以上		
	沈殿分離槽又は二階タンクを有する施設				3ヶ月に1回以上
	スクリーンおよび流量調整タンク又は流量調整槽を有する施設			週に1回以上	2週に1回以上
	沈殿分離タンク、二階タンクおよび流量調整タンクのいずれも有しない施設				

	処理人員＼処理方式	全ばっ気方式	分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式	散水ろ床方式 平面酸化床方式 等
既設単独処理	20人以下	3ヶ月に1回以上	4ヶ月に1回以上	6ヶ月に1回以上
	21人以上300人以下	2ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回以上	
	301人以上	1ヶ月に1回以上	2ヶ月に1回以上	

通常の使用状態において、上記の表に掲げる期間ごとに1回以上となっていますが、環境大臣が定める浄化槽については、環境大臣が定める回数となっています。但し、駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は必要に応じて行って下さい。
上記の表にない処理方式については、メーカー発行の取扱説明書又はメーカーに確認して下さい。

保守点検後は点検記録の作成・保存（最低３年間）が必要になります。

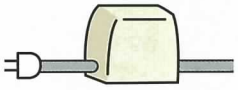
送風機の点検

汚泥の調整・移送

消毒剤の点検・補給

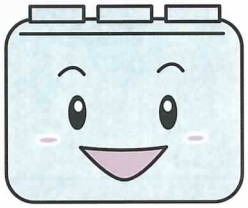
保守点検は
定期的に
実施して下さい！

清　掃

槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。これを定期的に実施しないと、溜った汚泥が処理水に混じって流出してしまいます。
この作業は、市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託して下さい。

○清掃回数

毎年１回実施して下さい。ただし、全ばっ気方式浄化槽は、おおむね６ヶ月に１回以上実施して下さい。

清掃後は水張りを忘れずに！

しい自然ときれいな水を守ります。

法定検査

浄化槽の管理者(設置者)は、設置状況又は管理状況について、次の法定検査を受けることが義務付けられています。この法定検査は、検査機関に申込みを行い受検して下さい。なお、この費用は有料となります。

◎設置後の水質検査（浄化槽法第７条検査）

工事が適正に行われ、所期の性能が発揮されているかどうか、使用開始後３ヶ月を経過した日から５ヶ月の間に検査します。

なお、この検査の申込み及び検査手数料は設置届出時に納めていただく前納制度をとっています。

◎定期検査（浄化槽法第 11 条検査）

保守点検及び清掃が適正に行われ、継続して所期の性能が発揮されているかを毎年１回検査します。

なお、この検査の申込みは、保守点検業者又は清掃業者を通して申込みすることも出来ます。

●10 人槽以下の浄化槽（家庭用など）

水質検査(BOD検査)を主体とした検査で、嘱託採水員※1が処理水を採水し、検査機関がこれを検査します。

５年に１回は検査員が直接現場で外観、水質、書類検査を行う 11 人槽以上と同じ方式の検査を実施します。

※１ 嘱託採水員とは県に登録されている保守点検業者に所属し、指定の講習会を修了した浄化槽管理士のことを言います。

●11 人槽以上の浄化槽（事業所など）

外観、水質、書類検査を検査機関の検査員が現場で実施します。

◎検査機関

県知事指定検査機関として、社団法人茨城県水質保全協会が実施します。

◎浄化槽法定検査手数料

（単位：円）

区分 / 人槽	浄化槽法第７条検査	浄化槽法第 11 条検査	
		既設単独処理※2	合併処理
10 人槽以下	9,500	4,500	4,500
11 ～ 20 人槽	9,500	5,000	6,000
21 ～ 50 人槽	11,500	6,000	8,000
51 ～ 100 人槽	13,500	8,000	10,000
101 ～ 300 人槽	16,500	10,000	13,000
301 ～ 500 人槽	19,500	13,000	16,000
501 ～ 1000 人槽	23,500	17,000	20,000
1001 人槽以上	28,500	22,000	25,000

消費税は非課税

※2 現在、単独処理浄化槽(し尿のみを処理する浄化槽)を新たに設置することは出来ません。すでに単独処理浄化槽をご利用の方も、お住まいの周辺の水環境を良くするため合併処理浄化槽（トイレ排水だけでなく雑排水も一緒に処理出来る浄化槽)への入替をご検討下さい。

浄化槽一括契約システムをご利用ください

浄化槽一括契約システムとは

●浄化槽管理者（設置者）の義務である、保守点検・清掃及び法定検査の窓口を一体化することによって、個々に依頼する煩わしさが無く、安心して浄化槽を使用できる大変便利なシステムです。

●保守点検・清掃・法定検査が同時に契約でき、年間の費用が明確になります。

浄化槽一括契約のメリット

①個々におこなっていた、保守点検・清掃・法定検査が同時に契約できます。

②保守点検・清掃が確実に実施され、かつ年１回の法定検査で総合的な管理が行えます。

③保守点検業者と清掃業者の連携を可能にし、使用中のトラブルに迅速に対応できます。

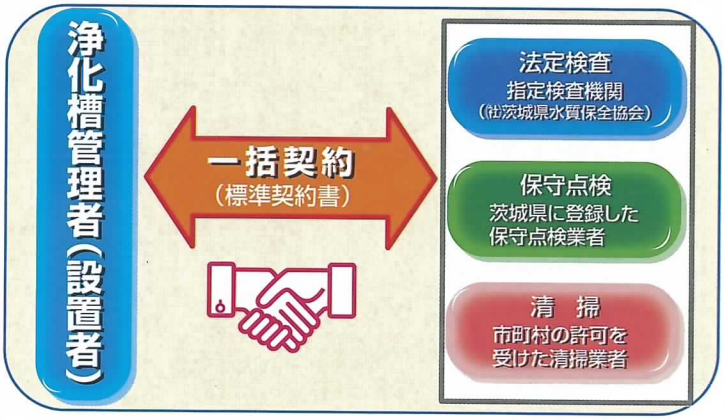

●一括契約システムについての詳細は、現在、契約されている保守点検業者、清掃業者 又は（社）茨城県水質保全協会までお問い合わせ下さい。

浄化槽の正しい使い方

●トイレの洗浄水は
定められた量を流す

●トイレットペーパー
以外は流さない

●洗剤等は決められた
用量を守り使用する

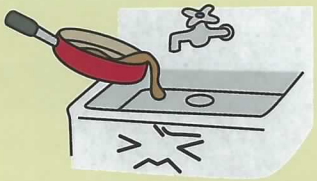

●台所から油などは流さない

●消毒剤は切らさない

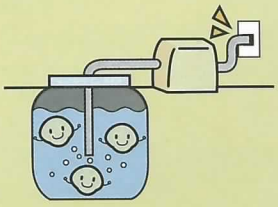

●浄化槽の電源は
切らない

●マンホールの上には物を置かず、
蓋は危険だからいつも閉めておく

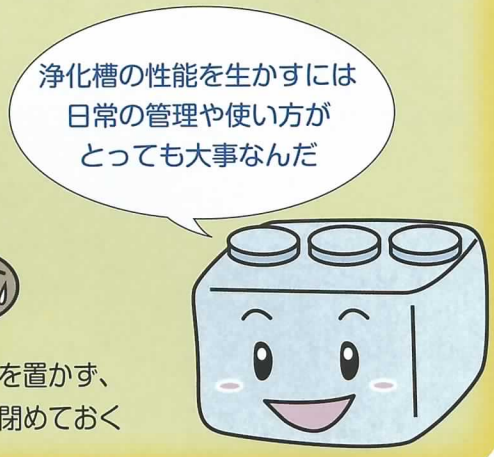

お知らせ

浄化槽法の一部が改正され平成18年2月1日より施行されています。主な改正点は以下のとおりです。

①法定検査を受けない浄化槽管理者に対しては、勧告・命令が出されることとなりました。命令に違反した場合には、過料(金銭罰)に処せられることがあります。

②浄化槽設置後の水質検査の実施時期が変わりました。使用開始後、3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間に法定検査を実施します。

③浄化槽の廃止の届出が義務化されました。廃止した日から30日以内に届け出ないと過料に処せられることがあります。

平成19年10月1日に茨城県霞ヶ浦水質保全条例が施行され、霞ヶ浦流域内では次のような場合に窒素・りんを除去できる高度処理型浄化槽(N型又はNP型)の設置が義務付けられました。

①下水道などの整備区域、計画区域以外で、単独処理浄化槽又は汲み取りによりし尿を処理している場合

②新築又はリフォームなどで浄化槽を新たに設置する場合

(高度処理型浄化槽の設置に際しては、補助や無利子融資制度があります。詳しくは設置する市町村の窓口にお問い合わせ下さい。)

平成 22 年 4 月から、新たに浄化槽を設置する方は、浄化槽設置届出（浄化槽明細書）の際に「保守点検・清掃及び法定検査委託契約書（一括契約書)」の写しの添付が必要となります。

おねがい

①浄化槽の設置は、事前に届出を行い、県に登録又は届出している工事業者に委託して下さい。

②浄化槽を使い始めたときには、使用開始報告書を提出して下さい。

③浄化槽管理者が変更になった場合は、浄化槽管理者変更報告書を提出して下さい。

④各種届出は、市町村の浄化槽担当課に提出して下さい。

浄化槽についてのお問い合わせ・ご相談は

茨城県

茨城県生活環境部環境対策課 TEL.029-301-2966
県民センター総室（県央環境保全室） TEL.029-301-3044
県北県民センター（環境・保安課） TEL.0294-80-3355
鹿行県民センター（環境・保安課） TEL.0291-33-6057
県南県民センター（環境・保安課） TEL.029-822-7048
県西県民センター（環境・保安課） TEL.0296-24-9134

◎保守点検又は清掃についてのお問い合わせ、ご相談は

茨城県知事指定検査機関

（社）茨城県水質保全協会

※震災の影響により平成23年7月16日(土)から下記住所に移転しました。移転に伴い電話・FAX番号が変更となりましたので、お問い合わせの際にはご確認下さい。

新住所
住所　〒310-0905 水戸市石川 1-4043-8
総務部 029-291-4000　FAX 029-309-5005
検査部 029-291-4004　FAX 029-309-5006
ホームページ　http://www.e-mizu-ibaraki.com

旧住所
水戸市三の丸3丁目11番13号
総務部　TEL.029-227-4821・FAX.029-227-4822
検査部　TEL.029-227-4836・FAX.029-227-4592